経済産業省

2 0 1 9 0 8 1 9 貿局第 1 号 輸出注意事項 2 0 1 9 第 4 4 号 経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年9月2日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「化学物質の輸出承認について」の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年9月16日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○化学物質の輸出承認について(平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号)

改 正 後	現 行		
1 C (m/r)	1 C (mtr)		

 $1 \sim 6$ (略)

別紙第1

1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1-(5)の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。))

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POPs条 約対象
(1)~(29) (略)	(略)	(略)	(略)
(30) <u>ホレート</u>	<u>298-02-2</u>	駆除剤	
(31) ~ (39) (略)	(略)	(略)	(略)
(40) <u>ヘキサブロモシクロド</u> <u>デカン</u>	134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 25637-99-4 3194-55-6	工業用化学 物質	<u>O</u>
(<u>41</u>)~(<u>49</u>) (略)	(距各)	(略)	(略)

2~5 (略)

別紙第2

輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令(平成12年通商産業省令第401号)第3条第1号イ(2)の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が1パーセント(対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)

 $1\sim6$ (略)

別紙第1

1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1-(5)の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。))

7 STELL 100 X 18 32 AT C L CO . / /			
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POPs条 約対象
(1)~(29) (略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
$(30) \sim (38) \qquad (略)$	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(39)~(47) (略)	(略)	(略)	(略)

 $2 \sim 5$ (略)

別紙第2

輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令(平成12年通商産業省令第401号)第3条第1号イ(2)の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が1パーセント(対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)

第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント)未満である場合。

ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。

- (1)輸出しようとする貨物に別紙第1の5に掲げる化学物質(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質)の含有が測定された場合又は確認された場合。(ただし、<u>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成30年9月3日 薬食発0903第1号、平成201808</u>29製局第2号、環保企発第1808319号)3-4に該当する場合は除く。)
- $(2) \sim (4)$ (略)

別紙様式(略)

第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント)未満である場合。

ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。

- (1)輸出しようとする貨物に別紙第1の5に掲げる化学物質(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質)の含有が測定された場合又は確認された場合。(ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成23年3月31日 薬食発0331第5号、平成23・03・29製局第3号、環保企発第110331007号)3-3に該当する場合は除く。)
- $(2) \sim (4)$ (略)

別紙様式 (略)

経済産業省

2 0 1 9 0 8 1 9 貿局第 1 号 輸出注意事項 2 0 1 9 第 4 5 号 経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年9月2日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年9月16日から施行する。

○輸出貿易管理令の運用について(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)

改正後

2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認

- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 輸出令別表第2の解釈

輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2(これに基づく貨物省令及び告示を含む。)中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。

(イ)~(ハ)(略)

輸出令 別表第 2の項	輸出令別表 第2中解釈 を要する語	解釈
3 3	(略)	(略)
3 5	(略)	(略)
3 5 O	附属書Ⅲ上 欄に掲げる 化学物質	2・4・5-T、2・4・5-T塩及び2・4・5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、カルボフラン (別名Nーメチルカルバミン酸2,3-ジヒドロー2,2-ジメチルー7ーベンゾ [b] フラニル)、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトローオルトークレゾール (DNOC) 塩(アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2-ジブロモエタン (EDB)、エンドスルファン、1・2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH(異性体混合物)、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物 (無機水銀化合物、ア

現れ

- 2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5)輸出令別表第2の解釈

輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2(これに基づく貨物省令及び告示を含む。)中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。

(イ)~(ハ) (略)

輸出令 別表第 2の項	輸出令別表 第2中解釈 を要する語	解釈
3 3	(略)	(略)
3 5	(略)	(略)
3 5 0 3	附属書Ⅲ上 欄に掲げる 化学物質	2・4・5-T、2・4・5-T塩及び2・4・5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、カルボフラン(別名N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル)、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトローオルトークレゾール(DNOC)及びジニトローオルトークレゾール(DNOC)塩(アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2-ジブロモエタン(EDB)、エンドスルファン、1・2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH(異性体混合物)、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物 (無機水銀化合物、ア

ルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化 合物を含む。)、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフ エノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノ ールのエステル化合物、ホレート、トキサフェン、トリブチル スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシド、トリブチル スズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブ チルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブ チルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含 む全て)、トリクロルホン(別名ジメチル=2,2,2-トリ クロロー1ーヒドロキシエチルホスホナート又はDEP)、ベ ノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、メ タミドホス、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿(アク チノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、 トレモライト)、商業用オクタブロモジフェニルエーテル(へ キサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエー テルを含む。)、ヘキサブロモシクロドデカン、商業用ペンタブ ロモジフェニルエーテル(テトラブロモジフェニルエーテル、 ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。)、ペルフルオロオク タンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフ ルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンス ルホニル化合物(ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフル オロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスル ホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウ ム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウ ム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウ ム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモ ニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミ ド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロ オクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフ ルオリドを含む。)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ塩化 ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、短鎖 塩素化パラフィン(炭素数が10から13までのものであっ て、塩素の含有率が48重量パーセントを超えるものに限 る。)、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス(2・3ージブロモプ

ルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化 合物を含む。)、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフ エノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノ ールのエステル化合物、トキサフェン、トリブチルスズ化合物 (ビス(トリブチルスズ)=オキシド、トリブチルスズ=フル オリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ= ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ= リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)、 トリクロルホン (別名ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1) ーヒドロキシエチルホスホナート又はDEP)、ベノミル、カ ルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、メタミドホ ス、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿(アクチノライ ト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモ ライト)、商業用オクタブロモジフェニルエーテル (ヘキサブ ロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを 含む。)、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル (テトラブロ モジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含 すら、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタ ンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペ ルフルオロオクタンスルホニル化合物(ペルフルオロオクタン スルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペル フルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタン スルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジ エタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テ トラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジ デシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタ ンスルホンアミド、Nーメチルペルフルオロオクタンスルホン アミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオ ロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオ ロオクタンスルホニルフルオリドを含tg.)、ポリ臭化ビフェニ ル(PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフ エニル (PCT)、短鎖塩素化パラフィン (炭素数が10から 13までのものであって、塩素の含有率が48重量パーセント を超えるものに限る。)、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス(2・ 3-ジブロモプロピル) =ホスファート並びにこれらを含有す

		ロピル) =ホスファート並びにこれらを含有する混合物又は製 剤				る混合物又は製剤	
			(略)				(略)
	(略)	(略)			(略)	(略)	
350	(略)	(略)		350	(略)	(略)	
4				4			
38	(略)	(略)		38	(略)	(略)	
4 0	(略)	(略)		4 0	(略)	(略)	
4 3	(略)	(略)		4 3	(略)	(略)	
(6)	(略)			(6)	(略)		